# 委託業務特記仕様書(令和7年5月1日以降適用)

#### (共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

#### (共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

#### 委託業務共通仕様書について

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

#### (共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

# (成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務(建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く)は、別に定める「委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

#### 委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

# (受発注者共同による品質確保)

**第5条** 重要構造物(橋梁、トンネル、樋門、砂防等)設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有(設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等)・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者(測量、地質、調査、設計)で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

#### (ウィークリースタンス)

- **第6条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的 に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)

- (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
- (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

### (Web会議【発注者指定型】)

- 第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

#### Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

#### (Web検査【発注者指定型】)

- 第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

#### Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

# (業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- **第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、 別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

#### 委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

## (情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- **第10条** 受注者は、情報共有システム(以下「システム」という。)の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務(以下、「対象業務」という)とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

#### 情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

## (CIM活用業務【受注者希望型】)

- **第11条** 本業務は、CIM (Construction Information Modeling, Management)を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。
- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を 決定するものとする。

# C I M活用業務試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/

# (本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

# 特記仕様書

## 1 目的

本業務は「河川構造物の耐震性能照査指針・解説」に基づき、鵠川水門におけるレベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震性能照査を行うものである。

#### 2 業務内容

# (1) 設計計画

本業務の目的、主旨を十分に把握したうえで、業務の内容や工程等の検討を行い、業務計画書を作成する。

# (2) 現地踏査・資料収集整理

照査対象となる水門の状況を把握するため現地踏査を実施する。また、関連業務の成果品や 既存資料等、本業務に必要な資料を収集し整理を行う。

# (3) 耐震性能照査

「河川構造物の耐震性能照査指針・解説」に基づき鵠川水門の耐震性能照査を実施する。 本業務における照査対象は、本体工及びゲート工を想定している。

## ア 照査条件の整理

現地踏査、資料収集整理により把握した情報を基に、耐震性能照査に用いる水流方向及び水流直角方向の部材断面設定を行う。また、上載荷重として考慮する機械設備荷重の整理を行う。

耐震性能照査に関する基本事項を整理し、解析手法等の基本事項を設定する。

耐震性能の照査方法は静的照査法で実施することとし、耐震性能においてはレベル 1 地震動照査で耐震性能 I、レベル 2 地震動照査で耐震性能 Iを基本として検討する。

なお、地震時に1次振動モードが卓越しない場合や塑性化の生じる部位が明確でない場合 は静的照査法の適用が困難となるため、動的照査法を用いて耐震性能照査を行う必要がある。 動的照査法が必要となった場合は、監督員と協議を行うものとする。

#### イ レベル1 地震動に対する照査

本体工及びゲート工に生じる応力度が許容応力度以下であることを照査する。

## ウ レベル2 地震動に対する照査

本体工の地震時保有水平耐力が本体工に作用する慣性力を下回らないとともに、本体工の残留変位がゲート工の開閉性から決定される許容残留変位以下であることを照査する。

#### (4)照查·報告書作成

「詳細設計照査要領(徳島県県土整備部)」に準じて、照査技術者による照査を行う。 また、本業務における検討内容を整理し、報告書を作成する。